

～労働者派遣元事業主の皆さまへ～

公正採用選考人権啓発推進員の選任について

大阪労働局 需給調整事業部

日頃より、労働者派遣事業の適正な運営にご協力いただき、感謝申し上げます。

さて、労働者派遣元事業主の皆さまにつきましては、労働力需給調整システムの一翼を担う事業者としての社会的責任の重要性に鑑み、事業所規模に関わらず、公正採用選考人権啓発推進員（以下「推進員」という。）の選任をお願いしているところです。

つきましては、推進員を選任しておられない事業所におかれましては、下記をご確認の上、選任の手続きをよろしくお願ひします。

記

1 目的

職業安定行政の課題である、国民の職業選択の自由と就職の機会均等を確保し、雇用の促進を図るためには、雇用主が、同和問題等の人権問題についての正しい理解と認識のもとに、公正な採用選考を行うことが重要です。

このため、推進員を設置し、推進員に対して計画的・継続的な研修等を行うことにより、当該事業所における公正な採用選考システムの確立のために、必要な知識・理解及び認識を深め、広めていただくことを目的としています。

2 推進員の役割など

推進員は、原則として人事担当責任者等、採用選考に関する事項について相当の権限を有する者から選任していただくものであり、国民の就職の機会均等を確保するという視点に立ち、次の事項について中心的な役割を果たしていただくものです。

- (1) 公正な採用選考システムを確立すること。
- (2) 職業安定行政との連携に関すること。
- (3) その他、当該事業所において必要とする対策の樹立及び推進に関すること。

また、推進員に対しては、公共職業安定所及び大阪府において、必要に応じ関係行政機関の協力を得ながら、その役割を果たすために必要な研修並びに最新の人権に関する情報等の提供を行っています。

3 選任の手続き

今回、新たに推進員を選任された事業所におかれましては、別添の公共職業安定所長あて並びに大阪府知事あての報告書を、当部または管轄の公共職業安定所あてに、メール・郵送等で提出いただきますようお願いいたします。

なお、大阪府知事あての報告書は、大阪労働局より大阪府あて回付いたします。

※報告先 〒540-0028 大阪府中央区常盤町 1-3-8 中央大通 F Nビル 14 階
大阪労働局 需給調整事業部 需給調整第一課
TEL 06-4790-6303 FAX 06-4790-6309

各公共職業安定所にメールにて提出いただく際はこちらの宛先に送付願ひます。
<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/content/contents/202107271334.xlsx>

4 推進員制度の詳細についての問合せ先

大阪労働局 職業安定部 職業対策課 雇用開発・指導係
TEL 06-4790-6313
または、管轄の公共職業安定所